

## 2017年 村尾事務所ニュース

村尾経営労務研究所・高松北部労務協会  
特定行政書士・特定社会保険労務士・労務調査士®  
高松市中央町8-10 TEL087-835-1477 FAX835-1496  
http://muraio-company.sakura.ne.jp/



- 官庁申請代行・人事労務 ～頑張る企業支援～
- 社保・労保・産廃・建設許可、入札指名願、経営審査  
各種助成金申請など官庁申請手続
  - 就業規則等諸規程の整備、人事・労務諸制度、給与計算
  - 労働紛争解決手続代理 ■ 行政不服申立、告訴、告発
  - 労務トラブル未然防止点検 ■ 監督署是正勧告対応

平成29年1月1日号

### 執行役員制度

**上** 場企業や比較的大きな企業では執行役員制度を導入しているところがありますが、執行役員制度とはどのような制度なのでしょうか。労働関係法令との関係を調べてみました。

#### ■執行役員とは■

執行役員については、会社法や労働関係法令を含め、その他の法律にも何ら規定がありません。一般的には、取締役会が決定した業務執行に関する方針のもとで、代表取締役から権限委譲を受け、それぞれ担当分野の業務を執行する者、ということが出来ます。このように業務を執行する代表取締役と執行役員と、業務執行に関する意思決定及び業務執行の実施についてチェックを行う取締役会を区別することにより、業務の効率性向上と経営の監視・監督を実現できることが目的としてあげられます。



#### ■執行役員の労働者性■

執行役員と会社との間の法律関係としては、①雇成型、②委任型、③雇用契約・委任契約の混在型があります。いずれの場合、労働基準法や労災保険法などの適用があるかと気になるところです。労働基準法の「労働者」とは、「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」と規定されており、事業に「使用」される者か否かは、(1)仕事の依頼、業務従事の指示等に対する許諾の自由の有無、(2)業務上の指揮監督の有無、(3)場所的・時間的拘束性の有無、(4)代替制の有無、(5)報酬の労務対償性等から判断されることとなりますので、実務上は、執行役員は「労働者」と判断されることが多いと思われる。

#### ■執行役員の管理監督者性■

執行役員は、会社法では「重要な使用人」に該当するので、選任にあたっては、取締役会設置会社の場合は取締役会の決議が必要です。管理監督者に関する通達では、「一般的には、部長、工場長等労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者」としています。執行役員であるということだけで直ちに「管理監督者」と判断はできませんが、一般的な従業員と比べて、相当に広い裁量権が与えられている場合が多いので、管理監督者に該当すると判断される可能性は格段に高いと考えられます。

## 謹賀新年

旧年中は、皆様には何かとご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。  
本年もよろしくお願い申し上げます。

年末年始休暇：12/29～1/3  
緊急連絡：090-3789-0358



### 職業家庭両立推進者

**育**児・介護休業法に基づき講ずべき措置などを円滑に実施するとともに、職場における固定的な性別役割分担意識の解消や職場優先の企業風土の是正を図るため、企業における仕事と家庭の両立に関する取り組みを推進する者で、育児・介護休業法に基づき、事業主に選任する努力義務が課されています。推進者の担当する業務は、①育児休業などに関する就業規則等の作成・周知、②配置その他の雇用管理、育児休業などを行っている労働者の職業能力の開発などに関する措置の企画立案・周知、などです。推進者は、上記の業務を遂行するために必要な知識および経験を有していると認められる者を選任し、都道府県労働局雇用均等環境・均等部(室)に選任届を提出することになっています。

## NEWS ダイジェスト

- 「同一労働同一賃金」ガイドラインを年内策定へ  
政府は、非正規社員の待遇改善のため、「同一労働同一賃金」に関するガイドラインを年内に策定する方針を示した。賃金差の合理的・不合理な事例等を盛り込む。労働契約法等の改正案を2017年の通常国会に提出する見込み。
- 賃上げ実施の中小企業の法人税優遇を拡大へ  
自民党の税制調査会は、企業が賃金を引き上げた場合に法人税負担が軽くなる「所得拡大促進税制」について、中小企業向けの拡大を認める方針。来年度より、2%以上の賃上げを実施した中小企業は増加した給与総額の22%を法人税額から控除。